

## 第247回埼玉県都市計画審議会

令和3年12月1日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第247回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、埼玉県都市整備部都市計画課副課長の宮田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在16名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料が配布資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。加えて、本日机の上にお配りいたしましたのが、次第、座席表、委員名簿でございます。なお、委員名簿につきましては、梅澤佳一様及び杉田茂実様の委員辞任に伴い、12月1日現在のものを改めて配布してございます。以上でございますが、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、新たに御就任いただきました委員を御紹介させていただきます。

梅澤佳一様の後任として、県議会議員の美田宗亮様でございます。

○美田委員 よろしくお祈いします。

○事務局 杉田茂実様の後任として、県議会議員の八子朋弘様でございます。

○八子委員 よろしくお祈いします。

○事務局 それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） 承りました。本日、皆様方、御多忙の中、また本日は早朝大雨が降りまして心配しておりましたけれども、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、議案として2件ございます。皆様方の御協力をいただきながら、審議を慎重に進めて参りたいと存じますので、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則の第5条第2項の規定によりまして、私から指名をさせていただきます。本日は、青木委員さん、お願いいたします。それから、武内委員さんをお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、こちらに基づきまして、原則公開となっております。私といたしましては、本日議案を拝見いたしますと、非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様方、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

では、事務局に伺います。傍聴を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（尾崎） それでは、傍聴を許可いたします。お願いします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） 議事に入ります前に、傍聴者の皆様方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んでいただいて遵守していただきたいと存じます。こちらの傍聴要領に反する場合には、退場していただくことがございますので、御注意をお願いします。

本日は、報道の方がいらっしゃると伺っておりますが、ただいまより写真撮影などございましたら、許可いたします。いかがでしょうか。

〔写真撮影〕

○議長（尾崎） 写真撮影終了いたします。ありがとうございました。

では、ただいまより第247回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第5250号及び議第5251号、こちらの2議案について御審議をお願いするものでございます。

では、議第5250号「川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（下水道事業課長） 埼玉県下水道局下水道事業課長の岸田でございます。

議第5250号「川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更」につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案書の5ページから13ページ、併せてお近くのモニターを御覧ください。

初めに、川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道、荒川左岸南部流域下水道の位置について御説明いたします。議案名で示しました5都市計画下水道は、川口市、さいたま市、上尾市、蕨市及び戸田市の5市で構成されています。県の南東部、都心からはおおむね10kmから40kmに位置しております。本都市計画下水道は、複数の市にまたがる流域下水道に関する計画であることから、県が定める都市計画でございます。都市計画下水道に定める内容といたしましては、流域下水道として県が整備する下水管渠、終末処理場及びポンプ場などを定めるものでございます。なお、青色の破線につきましては、隣接する中川流域下水道との流域界となっており、青色破線の左側、水色の範囲が本都市計画下水道の対象流域となります。

続きまして、変更内容について御説明いたします。今回の変更は画面左側のイメージ図にござい

ますとおり、首都高速道路を新設し、国道17号新大宮バイパスを拡幅することに伴いまして、鴨川中継ポンプ場の区域を変更するものでございます。関係する土地の区域としましては、さいたま市の区域でございます。

次に、もう少し拡大した図で御説明いたします。こちらが鴨川中継ポンプ場周辺を拡大した図でございます。左側の図の赤色で示した区域が現在都市計画決定をしている区域でございます。水色で示した国道17号新大宮バイパスと接しております。次に、右側の変更後の図を御覧ください。青色で示した部分が国道17号新大宮バイパスの拡幅に伴いまして、用地買収される区域となっております。今回黄色で示した範囲を減らし、赤色で示した区域約3,870㎡に変更するものでございます。そのほか軽易な変更といたしまして、町名の変更などに伴い、荒川北幹線、鴨川第一準幹線、鴨川第三準幹線、南部第五準幹線の4幹線で下水管渠の起終点の表記を変更するものでございます。

以上、御説明いたしました下水道の変更につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町村である5市に対しまして意見の照会を行ったところ、いずれの市からも賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、今の説明に関しまして、委員の方々から御意見あるいは御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。

では、大沢委員。

○大沢委員 1点確認でございます。先ほど下水道施設のポンプ場の面積変更、これはよろしいかと思うのですが、既にこれは道路の拡幅で変わるということなので、道路の都市計画の変更というのは既になされているのか、それとも今後になるのか、それについてお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（尾崎） では、事務局から答弁をお願いします。

○幹事（下水道事業課長） 委員の御質問に御回答申し上げます。

国道17号新大宮バイパスは、昭和38年に都市計画決定をし、平成元年度及び令和元年度に道路線形を変更する都市計画の変更を行い、令和2年3月に都市計画事業の承認・認可を受けております。道路拡幅工事が事業化され、令和2年度に鴨川中継ポンプ場に影響のある範囲が確定されたことから、今回下水道の都市計画を変更することといたしました。事前に十分な調整の上で、道路の都市計画変更と同時期に行うということも可能ではありましたが、道路の都市計画はさいたま市の決定でございまして、県の都市計画審議会には諮らないということから、道路管理者であります国土交通省大宮国道事務所と協議を進め、買収面積が確定した後に都市計画の変更を行うことといたしました。

以上でございます。

○大沢委員 ありがとうございます。了解いたしました。

○議長（尾崎） 大沢委員さん、ありがとうございます。

経緯としてはこういう形であるということでございますね。ほかにいかがでしょうか。皆様方から御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、こちら議第5250号の議案につきまして採決をいたしたく存じます。

議第5250号につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第5251号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 埼玉県都市整備部建築安全課長の若林でございます。

それでは、議第5251号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案書は、15ページから21ページになります。お近くのモニターを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ建築することができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。ここで特定行政庁とは、建築基準法の権限を持つ地方公共団体の長のことで、さいたま市など12の市については各市長、それ以外の市町村につきましては、埼玉県知事が該当いたします。今回の議案は、三芳町に建築するため、特定行政庁となる埼玉県知事より本審議会に付議するものでございます。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、青色で示した富士見都市計画区域内にございます。富士見都市計画区域は、富士見市、ふじみ野市、三芳町で構成されております。三芳町は、県の南東部に位置しており、都心から約30km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面の赤く塗った場所でございます。三芳スマートインターチェンジから西へ約2kmの地点に位置しており、所在地は入間郡三芳町大字上富字緑1600—1ほか4筆でございます。今回の敷地は、市街化調整区域内に位置しておりますが、三芳町総合振興計画等の将来計画に照らし、支障がないことについて三芳町の同意を得ており、また周辺には他の事業者が操業する産業廃棄物処理施設も立地しております。

次に、車両の搬入、搬出経路でございますが、幅員25.0mの県道所沢堀兼狭山線より、幅員7.0mの所沢市道3-241号線を経由し、幅員9.11mの三芳町道幹線1号線ほかを通過して搬出入を行う予定でございます。

続きまして、計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設の増設を行うものでございます。既設の破碎施設は3基あり、各破碎施設の1日の処理能力は、廃プラスチック類が3.7t、木くずが4.8t、がれき類が320.0tとなっております。今回は、建築物を1棟増築し、その中に1日の処理能力が廃プラスチック類が42.8t、木くずが89.8t、がれき類が301.9tの破碎施設を1基新設いたします。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の右上を北としております。赤色実線で囲まれている部分が敷地の位置で、今回赤色破線で示した敷地の左側部分を拡張いたします。敷地面積は、9,792.45㎡でございます。緑色の部分は緑地を示しております。水色で示した部分が既存建築物であり、全部で13棟ございます。黄色で示した部分が既設の破碎施設であり、3基ございます。青色で示した部分が今回増築する建築物であり、この中に破碎施設を1基増設いたします。敷地西側、ピンク色の道路が搬出入経路となりまして、三芳町道20号線、川越市道6606号線の幅員は6.0m、三芳町道幹線1号線の幅員は9.11mでございます。また、敷地内に車両の待機スペースを、隣接する所有地に駐車場を確保しております。

最後に、排水設備についてですが、廃棄物処理施設からの排水はございません。雨水につきましては、敷地内に設置する浸透井で処理いたします。雑排水及び汚水の処理については、敷地内に設けた浄化槽を経由して町道にある排水管に排水いたします。

以上が富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。当該施設の敷地の位置につきまして、三芳町及び近接する川越市、所沢市へ意見照会したところ、支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について都市計画上、支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。

では、私から1つ、21ページに拡大図がございますね。先ほど画面でも御説明いただきましたが、この図でいうと左側の青いところ、こちらに新しい建屋を建てて、そこに破碎施設で、伺いたいのはこちらの新設の方に搬入する車はどのように入るのだろうと、この図でいうと右から入るのでしようかということです。お願いいたします。

○幹事（建築安全課長） それでは、お答えいたします。

搬出入経路の搬入につきましては、上の三芳町道20号線、川越市道6606号線の右側の車両入り口

というのがございますけれども、そちらを經由いたしまして、そこで重さを量りまして、ここで一括して入りまして、今回建てます左側の建物に移動して破碎処理をして、出ていく場合には左側の三芳町道幹線1号線から搬出するというようになっております。

以上でございます。

○議長（尾崎） 重さを量るという、重量計がそちらにあるというのは分かりました。その後、移動するのは敷地内を通れるかなど、こういうようなことで伺った次第でして、一旦町道といいましょるか、またこの上の方に行って左に行つて、どこからか入るのかなど、こういうことを想像して伺った次第ですが、いかがでございますしょう。

○幹事（建築安全課長） お答えいたします。

そちらにつきましては、一回重さを量りましたら、敷地内を通りまして、こちらの左側の新しく建てる建物に移動する予定になっております。

以上でございます。

○議長（尾崎） 敷地内を移動して、青い建屋に入るといふようなお答えでした。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。皆様方から御質問等があれば、お受けいたしたいと存じます。

では、大沢委員さん、どうぞ。

○大沢委員 今回は建築基準法51条のただし書適用ということなのですが、今回増設ということなのですが、もともと新設されるときも51条のただし書であったのかどうかという、過去の経緯をお教えいただければと思います。

○幹事（建築安全課長） 今回初めて51条許可を取ることになってございます。そういたしますのは、まず既設につきましては、廃プラスチック類、木くずにつきましては5 tを超えるものが51条許可対象ということで、それ以下ということですので、一番最初のときは対象外でございました。がれき類につきましては、現在320 t、1日処理しているわけでございますけれども、がれきにつきましては平成13年に当初こちらの施設については設置しておりまして、その後平成16年の7月にこのがれき類が51条許可対象ということになりましたので、造った当時は許可対象ではなかったということで、今回初めて許可を取らせていただくような形になります。

以上でございます。

○大沢委員 了解いたしました。

○議長（尾崎） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。御質問あるいは御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） そうしますと、本議第5251号、こちらの議案について採決をいたしたく存じます。

本案につきまして、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして、議事は終了いたしました。皆様方の御協力誠にありがとうございました。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、私、議長の任を解かせていただきまして、事務局のほうにお返しいたします。よろしく申し上げます。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして第247回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日は大変ありがとうございました。

午前10時25分 閉 会